

房総のむらでロケを希望される方へ

「千葉県立房総のむら」は、江戸時代後期から明治時代初期の建物を当時の景観・環境を含めて再現した体験博物館です。房総のむらをより多くの方に知っていただくことを目的に、映像作品のロケーションとしてのご利用をお受けしています。

- ・ドラマ・映画・MV・バラエティー番組などで房総のむらを使用して撮影する場合は、事務手続きが必要です。千葉県立房総のむら（０４７６－９５－３３３３）までご連絡ください。
- ・撮影は原則として、休館日（原則として月曜日。祝・休日の場合は翌日）のみお受けしています。
- ・手続きに1ヶ月程度を要しますので、早めにご相談・ご連絡ください。
- ・手続きを経ずに撮影した画像・映像を商用利用することはできません。

★下見～手続きについて

①下見

- ・下見は、随時受け付けています。事前に、下見の日程をご連絡ください。
- ・本ホームページや館内案内図を参考にして、あらかじめ下見する場所を決めていただけると、スムーズに下見が行えます。

②ロケハン

- ・ロケハンも、随時受け付けています。
- （開館日の 9：00～16：30 ※休館日：月曜日。祝日の場合は翌日）
- ・当館とロケハンについて調整をしてください。

③撮影申請

- ・当館と撮影日程、撮影場所、スタッフ人数、使用機材など、具体的な調整が整いましたら、撮影申請書を当館あてに提出してください。
- ・申請書は原則として撮影希望日の1ヶ月前までに提出してください（1ヶ月前が休館日の場合は、その前の開館日まで）。

状況によっては手続きに時間がかかる場合がありますので、早めに手続きをお願いします。期限までに書類が届かなければ撮影を行えませんので、必ず期日までに提出をお願いします。

④撮影

- ・手続きが終了し、撮影日を迎えます。
- ※お申し込みやお問い合わせは、開館日の9時～16時30分の間にお願いします。
（FAXやメールでのお申し込みはできません）

★撮影等に係る経費について

ロケをする際に、以下の３項目（Ａ～Ｃ）の金額を合算した撮影料を後日請求いたします。

Ａ．職員の撮影立会料

・時間単価は、職員の立会い１人当たり１時間４，５００円です。ただし、午前５時から午前８時３０分までと午後５時１５分から午後１０時までは、単価の１．２５倍となり、午後１０時から午前５時までは単価の１．５倍となります。

※現在、開館日と午後９時から午前７時までの撮影はご遠慮いただいております（要相談）。

- ・立会人数は、撮影の規模により決定します。
- ・時間は、入館から退館までとし、搬入、準備、撤収の時間も含みます。

Ｂ．土地・建物の使用料

- ・土地使用料、建物使用料は、撮影で使用する場所により変わりますのでお問い合わせください。
- ・土地・建物の使用料は１日単位で計算します。

Ｃ．事務手数料

- ・撮影１件当たり６７，５００円です。

なお、この他に入場料が必要となりますが、入場料は撮影当日に現金でお支払いいただきます。

入場券の有効期間は当日限りですので、撮影が２日以上の日付となる場合は、その都度入場料が必要となります。

★申請書式

ロケの詳細について当館と具体的な調整が終わりましたら、撮影申請書に必要事項をご記入の上、当館にお送りいただくようになります。

なお、様式については当館ホームページに以下のように掲載されていますのでそちらをご利用ください。

撮影申請書様式ダウンロード(20KB) (Word 文書)

撮影申請書様式ダウンロード(130KB) (PDF 文書)

記入例(21KB) (Word 文書)

★注意事項

- ・房総のむらは博物館であることから、来館者の見学・展示・体験演目の実施等が最も優先されます。
- ・撮影にあたっては、定められた場所、定められた人数、時間の範囲内で行うとともに、館職員の指示に従ってください。
- ・撮影場所については、撮影による破損等を防ぐため、事前に養生するとともに、撮影後は原状回復を行ってください。また、万一破損等が発生した場合は、担当職員の指示により、撮影申請者の責任で修理してください。
- ・撮影に要する電源は、バッテリー等の機材を撮影申請者側で用意してください。
- ・開館時に撮影を行う場合は、他のお客様の迷惑にならないよう十分に注意してください。
- ・定められた場所以外での喫煙・飲食は禁止です。
- ・撮影にあたり、所有権・著作権等法令上の問題が生じた場合は、すべて撮影申請者が責任を負うものとします。
- ・作品のクレジットに撮影協力として、「千葉県立房総のむら」名を明記してください。
- ・撮影に伴う成果物を、千葉県立房総のむらに寄贈してください。
- ・緊急事態発生時及びその他撮影に関する事項については、館長及び館職員の指示に従ってください。
- ・申請者が上記の条件又は次の項目に違反していると判明した場合は、撮影承認を取り消すか、又は撮影を中止していただきますのでご注意ください。
- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
- ・集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- ・千葉県立房総のむらの業務に支障を来すおそれがあると認められるとき
- ・千葉県立房総のむらの資料・展示品・施設に悪影響を生ずると認められるとき
- ・撮影申請者及びその関係者が、千葉県立房総のむら職員の指示に反するおそれがあると認められるとき
- ・その他撮影を許可することが適当でないと認められるとき